様式第１号（第５条関係）　個人情報ファイル簿



## 様式第２号（第６条関係）　個人情報取扱事務登録簿



様式第３号（第７条関係）　保有個人情報開示請求書

**保有個人情報開示請求書**

　　　年　　月　　日

富山県議会議長　殿

　　　　　　　　　　 （ふりがな）

　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　　（　　）

富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

**１　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**２　求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）**

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

|  |
| --- |
| ア　事務局における開示の実施を希望する。  ＜実施の方法 ＞ □閲覧　　□写しの交付  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）  ＜実施の希望日＞　　　　年　　　月　　　日  イ　写しの送付を希望する。 |

**３　本人確認等**

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| イ　請求者本人確認書類  　□運転免許証　　□健康保険被保険者証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  □在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）  　※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  　（ア）　本人の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人  □任意代理人委任者  　　　　 （ふりがな）  　（イ）　本人の氏名  　（ウ）　本人の住所又は居所 |
| エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  　　請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類　　□委任状　□その他（　　　　　　） |

## 様式第４号（第10条関係）　開示決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（開示請求者）　様

富山県議会議長

**保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）**

　　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第１項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

１　開示する保有個人情報（　□全部開示　　□部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

２　不開示とした部分とその理由（部分開示の場合）

|  |
| --- |
|  |

※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

４　開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

　　　□事務所における開示（□閲覧　□写しの交付　□その他（　　　　　））

　　　□写しの送付

（2）事務局における開示を実施することができる日時及び場所

　　　 期間：　　　年　　月　　日から　　　年　　月　　日まで

（日曜日、土曜日、休日及び12月29日から翌年１月３日までの日を除く。）

　　　 時間：

　　　 場所：

　　　 ※　上記の期間から開示の実施を希望する日を「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出てください。

（3）写しの送付を希望する場合の準備日数

準備日数　　　日

(4) 開示の実施に要する費用の額

　　　 写しの作成に要する費用　　　　　　　　　　　円

　　　 写しの送付に要する費用　郵便切手　　　　　円分

５　連絡先　（個人情報保有事務担当課）　　　　　　　　（電話番号）

　　　　　　（開示請求窓口）　　　　　　　　　　　　　（電話番号）

様式第５号（第10条関係）　開示をしない旨の決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（開示請求者）　様

富山県議会議長

**保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）**

　　　年　月　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第２項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 |  |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第６号（第11条関係）　開示決定等期限延長通知書

文書番号

　　　年　月　日

（開示請求者）　様

富山県議会議長

**保有個人情報開示決定等の期限の延長について（通知）**

　　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条第２項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（開示決定等期限　　　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

## 様式第７号（第12条関係）　開示決定等期限特例延長通知書

文書番号

　　　年　月　日

（開示請求者）　様

富山県議会議長

**保有個人情報開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）**

　　　年　月　日付けで開示請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第１項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第27条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | （　　　年　月　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、以下の期限までに開示決定等を行う予定です。）  　　　年　　月　　日 |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

様式第８号（第13条関係）　第三者意見照会書

文書番号

　　　年　月　日

（第三者利害関係人）　様

富山県議会議長

**保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）**

　（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同第28条第１項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 連絡先及び意見書の提出先 | 担当室課名：  　郵便番号：  　所在地：  　電話番号： |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

## 様式第９号（第13条関係）　第三者意見照会書

文書番号

　　　年　月　日

（第三者利害関係人）　様

富山県議会議長

**保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）**

　（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第20条第１項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同第28条第２項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

　つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

　なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 条例第28条第２項第１号又は第２号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　□第１号、　□第２号  （適用理由） |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容 |  |
| 連絡先及び意見書の提出先 | 課　　　名：  　郵便番号：  　所在地：  　電話番号： |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

## 様式第10号（第13条関係）　第三者開示決定等意見書

**保有個人情報の開示決定等に関する意見書**

　　　年　　月　　日

富山県議会議長　殿

（ふりがな）

氏名又は名称

郵便番号

住所又は居所

電話番号

　　　年　月　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示に関しての御意見 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。  □保有個人情報を開示されることについて支障がある。  　（1）　支障（不利益）がある部分  　（2）　支障（不利益）の具体的理由 |

【事務担当課】

（課 　　名）

（電話番号）

## 様式第11号（第13条関係）　反対意見書提出者への通知書

文書番号

　　　年　月　日

（反対意見書を提出した第三者）　様

富山県議会議長

**反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）**

（あなた、貴社等）から　　　年　月　日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第３項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　月　日 |
| 開示を実施する日 | 年　月　日 |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第12号（第16条関係）　訂正請求書

**保有個人情報訂正請求書**

　　　年　　月　　日

富山県議会議長　殿

　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL　　　（　　　）

　富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号：  開示決定通知書の日付：　　　年　　月　　日  開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）  （理由） |

・本人確認等

|  |
| --- |
| １　訂正請求者　　　□　本人　　□　法定代理人　　□任意代理人 |
| ２　請求者本人確認書類  　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証  □個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）  　※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  　ア　本人の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　□成年被後見人  □任意代理人委任者  　　　 （ふりがな）  　イ　本人の氏名  　ウ　本人の住所又は居所 |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  　 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　　　） |
| ５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類　　□委任状　□その他（　　　　　　　　） |

## 様式第13号（第17条関係）　訂正決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（訂正請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

　　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第１項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

　※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第14号（第17条関係）　訂正をしない旨の決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（訂正請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）

　　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第２項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を富山県議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第15号（第18条関係）　訂正決定等期限延長通知書

文書番号

　　　年　月　日

（訂正請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）

　　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第２項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（訂正決定等期限　　　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

## 様式第16号（第19条関係）　訂正決定等期限特例延長通知書

文書番号

　　　年　月　日

（訂正請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

　　　年　月　日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第37条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第37条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 訂正決定等をする期限 | 年　　月　　日 |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

## 様式第17号（第20条関係）　保有個人情報提供先への訂正決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（他の行政機関の長等）　殿

富山県議会議長

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）

　（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同法第38条の規定により、通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報 | （氏名、住所等） |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）  （訂正理由） |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

## 様式第18号（第21条関係）　利用停止請求書

**保有個人情報利用停止請求書**

　　　年　　月　　日

富山県議会議長　殿

　　　　　　　　　　　　（ふりがな）

　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　住所又は居所

　　　　　　　　　　〒　　　　　　　　　　　　　　　　　TEL 　　　（　　　）

　富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第40条第１項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号：  日付：　　　年　　月　　日  開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 |
| 利用停止請求の趣旨及び理由 | （趣旨）  □第１号該当　→　□利用の停止、□消去  □第２号該当　→　提供の停止  （理由） |

・本人確認等

|  |
| --- |
| １　利用停止請求者　　　□本人　　□法定代理人　　□任意代理人 |
| ２　請求者本人確認書類  　　□運転免許証　　□健康保険被保険者証  　　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）  　　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書  　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）  　※　請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 |
| ３　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）  　ア　本人の状況　□未成年者（　　　　年　　月　　日生）　　□成年被後見人  □任意代理人委任者  　　　 （ふりがな）  　イ　本人の氏名  　ウ　本人の住所又は居所 |
| ４　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。  　 請求資格確認書類　　□戸籍謄本　　□登記事項証明書　　□その他（　　　　　　） |
| ５　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。  請求資格確認書類　　□委任状　　□その他（　　　　　　） |

## 様式第19号（第22条関係）　利用停止決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（利用停止請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）

　　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第１項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止請求の趣旨 |  |
| 利用停止決定をする内容及び理由 | （利用停止決定の内容）  （利用停止の理由） |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第20号（第22条関係）　利用停止をしない旨の決定通知書

文書番号

　　　年　月　日

（利用停止請求者）　殿

富山県議会議長

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）

　　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第２項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止をしないこととした理由 |  |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

　※１　この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、富山県議会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。

　２　１の審査請求をする場合には、審査請求書を議会事務局総務課へ提出してください。

３　また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分（１の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日から６箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県議会議長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分があったことを知った日から６箇月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 様式第21号（第23条関係）　利用停止決定等期限延長通知書

文書番号

　　　年　月　日

（利用停止請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報利用停止決定等の期限の延長について（通知）

　　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条第２項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 日（利用停止決定等の期限　　　　年　月　日） |
| 延長の理由 |  |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

## 様式第22号（第24条関係）　利用停止決定等期限特例延長通知書

文書番号

　　　年　月　日

（利用停止請求者）　様

富山県議会議長

保有個人情報利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

　　　年　月　日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第44条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第44条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 利用停止決定等をする期限 | 年　月　日 |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

## 様式第23号（第25条関係）　諮問をした旨の通知書

文書番号

　　　年　月　日

（審査請求人等）　様

富山県議会議長

**富山県個人情報保護審議会への諮問について（通知）**

　　　年　月　日付けの富山県議会議長に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第46条第２項の規定により通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等] |  |
| 審査請求の内容 | （1）　審査請求日  （2）　審査請求の趣旨 |
| 諮問をした日 | 年　月　日 |
| 事務担当課 | （課　　　名）  （電話番号） |

（注）　「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。